

石川県公報

平成30年2月27日(火曜日)

号 外

(第14号)

目 次

- 告 示
○漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許
の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地
元地区の決定 (水産課) 1

告 示

石川県告示第76号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域並びに地元地区別表のとおり
- 漁業権の存続期間
免許の日から平成35年8月31日まで
- 免許予定日
平成30年9月1日
- 免許の申請期間
平成30年5月15日から同年7月2日まで

公示番号	区 第 1 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期 <table><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種区画漁業</td><td>わかめ養殖業</td><td>10月1日から翌年5月31日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分28秒9、東経136度42分44秒1の点 イ 北緯37度04分30秒8、東経136度42分38秒5の点 ウ 北緯37度04分54秒9、東経136度42分50秒7の点 エ 北緯37度04分53秒0、東経136度42分56秒0の点							
地元地区	羽咋郡志賀町福浦港						

公示番号	区 第 2 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町福浦港地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分17秒2、東経136度43分05秒6の点 イ 北緯37度05分19秒0、東経136度43分00秒1の点 ウ 北緯37度05分34秒1、東経136度43分07秒7の点 エ 北緯37度05分32秒2、東経136度43分13秒3の点							
地元地区	羽咋郡志賀町福浦港						
公示番号	区 第 3 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来生神地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分57秒0、東経136度43分10秒2の点 イ 北緯37度05分56秒3、東経136度43分02秒2の点 ウ 北緯37度06分15秒6、東経136度42分59秒5の点 エ 北緯37度06分16秒3、東経136度43分07秒6の点							
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						
公示番号	区 第 4 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来領家町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒2、東経136度43分10秒4の点 イ 北緯37度07分38秒1、東経136度43分02秒4の点 ウ 北緯37度07分57秒5、東経136度43分05秒8の点 エ 北緯37度07分56秒6、東経136度43分13秒6の点							
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

公示番号	区 第 5 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町酒見地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分12秒8、東経136度42分48秒3の点 イ 北緯37度08分05秒6、東経136度42分46秒1の点 ウ 北緯37度08分22秒0、東経136度42分16秒9の点 エ 北緯37度08分27秒4、東経136度42分21秒2の点							
地元地区	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見						

公示番号	区 第 6 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風戸地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分30秒8、東経136度41分58秒4の点 イ 北緯37度08分22秒5、東経136度41分53秒5の点 ウ 北緯37度08分20秒4、東経136度41分59秒9の点 エ 北緯37度08分28秒6、東経136度42分05秒3の点							
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜						

公示番号	区 第 7 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで				
2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分58秒7、東経136度42分18秒1の点 イ 北緯37度07分43秒3、東経136度42分29秒7の点 ウ 北緯37度07分30秒4、東経136度42分03秒1の点 エ 北緯37度07分45秒6、東経136度41分50秒7の点							
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜						

公示番号	区 第 8 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで				
2 漁場の位置 珠洲市狼煙町地先							
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度31分15秒0、東経137度20分18秒9の点 イ 北緯37度31分25秒3、東経137度20分27秒8の点 ウ 北緯37度31分25秒7、東経137度20分37秒0の点 エ 北緯37度31分17秒9、東経137度20分48秒0の点 オ 北緯37度31分05秒9、東経137度20分33秒8の点							
地元地区	珠洲市狼煙町						
公示番号	区 第 9 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで				
2 漁場の位置 珠洲市三崎町寺家地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度29分34秒1、東経137度21分31秒9の点 イ 北緯37度29分29秒1、東経137度21分47秒0の点 ウ 北緯37度29分11秒0、東経137度21分37秒8の点 エ 北緯37度29分16秒1、東経137度21分22秒7の点							
地元地区	珠洲市三崎町寺家、栗津及び森腰						
公示番号	区 第 10 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>わかめ養殖業</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで				
2 漁場の位置 珠洲市上戸町寺社地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度25分41秒2、東経137度15分26秒1の点 イ 北緯37度25分39秒3、東経137度15分29秒3の点 ウ 北緯37度25分34秒2、東経137度15分24秒6の点 エ 北緯37度25分36秒0、東経137度15分21秒4の点							
地元地区	珠洲市野々江町、飯田町並びに上戸町寺社、北方及び南方						

公示番号	区 第 11 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町春日野地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度24分34秒4、東経137度14分58秒2の点 イ 北緯37度24分33秒7、東経137度15分23秒0の点 ウ 北緯37度24分24秒7、東経137度15分23秒0の点 エ 北緯37度24分24秒7、東経137度14分57秒6の点			
地元地区	珠洲市宝立町春日野及び鵜飼		

公示番号	区 第 12 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日まで
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町鵜島地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度23分19秒3、東経137度14分59秒1の点 イ 北緯37度23分08秒9、東経137度15分19秒6の点 ウ 北緯37度23分01秒9、東経137度15分14秒2の点 エ 北緯37度23分12秒2、東経137度14分53秒2の点			
地元地区	珠洲市宝立町春日野、鵜飼、南黒丸、鵜島及び宗玄		

公示番号	区 第 13 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小木地先		
3 漁場の区域 次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度18分24秒1、東経137度14分01秒2の点 イ 北緯37度18分25秒1、東経137度14分02秒7の点 ウ 北緯37度18分25秒7、東経137度14分01秒7の点 エ 北緯37度18分26秒3、東経137度14分02秒5の点 オ 北緯37度18分23秒0、東経137度14分07秒0の点 カ 北緯37度18分22秒5、東経137度14分06秒1の点 キ 北緯37度18分24秒5、東経137度14分03秒4の点			

	ク 北緯37度18分23秒5、東経137度14分02秒0の点						
地元地区	鳳珠郡能登町字小木及び字越坂						
公示番号	区 第 14 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車地先							
3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度12分14秒9、東経136度58分00秒1の点 イ 北緯37度12分13秒7、東経136度58分08秒8の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字岩車						
公示番号	区 第 15 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字岩車、字中居及び字中居南地先							
3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯37度13分27秒8、東経136度56分34秒8の点(通称:神明ヶ鼻) イ 北緯37度13分00秒3、東経136度56分44秒8の点(通称:野々木鼻) ウ 北緯37度13分44秒9、東経136度57分25秒1の点 エ 北緯37度14分02秒6、東経136度57分08秒7の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字岩車、字川尻、字比良、字中居及び字中居南						
公示番号	区 第 16 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先							
3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分34秒3、東経136度55分57秒9の点 イ 北緯37度13分19秒3、東経136度56分14秒7の点 ウ 北緯37度13分23秒5、東経136度56分19秒9の点 エ 北緯37度13分30秒7、東経136度56分12秒0の点							

	オ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 カ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点
地元地区	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び字内浦

公示番号	区 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度13分30秒0、東経136度55分51秒6の点 イ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点 ウ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分33秒6、東経136度56分15秒8の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦						

公示番号	区 第 18 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字乙ヶ崎地先						
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度13分08秒1、東経136度54分35秒3の点 イ 北緯37度13分10秒2、東経136度54分31秒7の点 ウ 北緯37度13分13秒1、東経136度54分43秒9の点 エ 北緯37度13分05秒8、東経136度55分05秒9の点 オ 北緯37度12分51秒8、東経136度55分22秒8の点(通称：イナヘズミ鼻)							
地元地区	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦、字内浦、字乙ヶ崎及び字新崎						

公示番号	区 第 19 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字新崎地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度12分12秒9、東経136度55分17秒7の点 イ 北緯37度12分06秒5、東経136度55分17秒7の点							

	ウ 北緯37度12分06秒5、東経136度55分21秒2の点 エ 北緯37度12分12秒9、東経136度55分21秒2の点
地元地区	鳳珠郡穴水町字新崎

公示番号	区 第 20 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先							
3 漁場の区域 次のアの点とイの点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯37度12分00秒8、東経136度54分55秒1の点 イ 北緯37度11分39秒7、東経136度54分45秒1の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町志ヶ浦						

公示番号	区 第 21 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>とりがい垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分55秒4、東経136度54分44秒8の点 イ 北緯37度11分56秒6、東経136度54分47秒0の点 ウ 北緯37度11分54秒4、東経136度54分51秒6の点 エ 北緯37度11分52秒5、東経136度54分49秒7の点							
地元地区	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦及び字新崎						

公示番号	区 第 22 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町外地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分04秒0、東経136度52分49秒8の点 イ 北緯37度09分00秒8、東経136度52分53秒9の点 ウ 北緯37度09分12秒2、東経136度53分07秒2の点 エ 北緯37度09分15秒2、東経136度53分00秒6の点							
地元地区	七尾市中島町外						

公示番号	区 第 23 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町外地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分50秒4、東経136度52分39秒6の点 イ 北緯37度08分50秒9、東経136度52分43秒6の点 ウ 北緯37度08分49秒3、東経136度52分43秒5の点 エ 北緯37度08分48秒8、東経136度52分39秒4の点			
地元地区	七尾市中島町外		

公示番号	区 第 24 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町小牧地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分39秒9、東経136度52分26秒6の点 イ 北緯37度08分42秒9、東経136度52分25秒1の点 ウ 北緯37度08分44秒8、東経136度52分31秒1の点 エ 北緯37度08分41秒8、東経136度52分32秒5の点			
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

公示番号	区 第 25 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分28秒2、東経136度52分35秒0の点 イ 北緯37度08分23秒3、東経136度52分42秒4の点 ウ 北緯37度08分42秒9、東経136度53分05秒3の点 エ 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点			
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

公示番号	区 第 26 号			
免許の内容たるべき事項	1	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2	漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
免許の内容たるべき事項	3	漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
		ア 北緯37度08分15秒3、東経136度52分50秒9の点		
		イ 北緯37度08分15秒3、東経136度52分49秒0の点		
		ウ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分49秒0の点		
		エ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分51秒2の点		
	地元地区	七尾市中島町深浦		
公示番号	区 第 27 号			
免許の内容たるべき事項	1	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2	漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
免許の内容たるべき事項	3	漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
		ア 北緯37度08分28秒0、東経136度53分03秒5の点		
		イ 北緯37度08分26秒2、東経136度53分02秒7の点		
		ウ 北緯37度08分27秒2、東経136度52分52秒6の点		
		エ 北緯37度08分32秒6、東経136度52分57秒5の点		
	地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		
公示番号	区 第 28 号			
免許の内容たるべき事項	1	漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2	漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
免許の内容たるべき事項	3	漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
		ア 北緯37度08分23秒5、東経136度53分06秒2の点		
		イ 北緯37度08分25秒0、東経136度53分07秒6の点		
		ウ 北緯37度08分23秒8、東経136度53分09秒6の点		
地元地区	七尾市中島町深浦			

公示番号	区 第 29 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分32秒6、東経136度53分33秒2の点		
	イ 北緯37度08分18秒7、東経136度53分56秒4の点		
	ウ 北緯37度08分27秒4、東経136度53分55秒7の点		
	エ 北緯37度08分41秒6、東経136度53分30秒5の点		
地元地区	七尾市中島町長浦及び深浦		

公示番号	区 第 30 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分17秒0、東経136度53分46秒4の点		
	イ 北緯37度08分17秒0、東経136度53分48秒6の点		
	ウ 北緯37度08分13秒7、東経136度53分48秒6の点		
	地元地区	七尾市中島町長浦	

公示番号	区 第 31 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分51秒4、東経136度53分53秒3の点		
	イ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分53秒3の点		
	ウ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分50秒1の点		
	地元地区	七尾市中島町長浦	

公示番号	区 第 32 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒0、東経136度53分55秒2の点 イ 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点 ウ 北緯37度07分12秒6、東経136度53分56秒6の点 エ 北緯37度07分33秒8、東経136度54分04秒8の点							
地元地区	七尾市中島町長浦及び瀬嵐						
公示番号	区 第 33 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分27秒0、東経136度53分43秒1の点 イ 北緯37度07分27秒0、東経136度53分45秒5の点 ウ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分45秒6の点 エ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分42秒4の点							
地元地区	七尾市中島町長浦						
公示番号	区 第 34 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>とりがい垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町長浦地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分02秒8、東経136度53分54秒2の点 イ 北緯37度07分03秒2、東経136度53分50秒4の点 ウ 北緯37度07分13秒0、東経136度53分52秒5の点 エ 北緯37度07分12秒0、東経136度53分56秒6の点							
地元地区	七尾市中島町瀬嵐						

公示番号	区 第 35 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度07分15秒4、東経136度53分39秒5の点			
イ 北緯37度07分14秒6、東経136度53分42秒1の点			
ウ 北緯37度07分11秒9、東経136度53分40秒8の点			
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

公示番号	区 第 36 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点		
	イ 北緯37度07分13秒8、東経136度53分52秒6の点		
	ウ 北緯37度06分49秒8、東経136度53分47秒6の点		
	エ 北緯37度06分35秒0、東経136度53分46秒7の点		
	オ 北緯37度06分34秒3、東経136度53分42秒4の点		
カ 北緯37度06分54秒6、東経136度53分42秒3の点			
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

公示番号	区 第 37 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分07秒8、東経136度53分36秒7の点		
イ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分36秒7の点			
ウ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分34秒4の点			
地元地区	七尾市中島町瀬嵐		

公示番号	区 第 38 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分46秒4、東経136度52分24秒2の点 イ 北緯37度06分44秒6、東経136度52分28秒6の点 ウ 北緯37度06分42秒1、東経136度52分27秒2の点 エ 北緯37度06分44秒0、東経136度52分22秒5の点							
地元地区	七尾市中島町瀬嵐						
公示番号	区 第 39 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町瀬嵐地先						
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分26秒0の点 イ 北緯37度06分26秒8、東経136度52分35秒9の点 ウ 北緯37度06分20秒5、東経136度52分25秒7の点 エ 北緯37度06分25秒4、東経136度52分14秒9の点 オ 北緯37度06分30秒3、東経136度52分11秒4の点 カ 北緯37度06分35秒0、東経136度52分14秒7の点						
	地元地区	七尾市中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田					
公示番号	区 第 40 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先						
	3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分13秒0の点 イ 北緯37度06分36秒9、東経136度52分13秒9の点 ウ 北緯37度06分34秒2、東経136度52分11秒3の点 エ 北緯37度06分32秒7、東経136度52分08秒8の点 オ 北緯37度06分40秒3、東経136度52分08秒3の点						
地元地区	七尾市中島町中島						

公示番号	区 第 41 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 七尾市中島町中島地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分29秒2、東経136度52分05秒1の点 イ 北緯37度06分30秒2、東経136度52分09秒2の点 ウ 北緯37度06分26秒6、東経136度52分10秒5の点 エ 北緯37度06分25秒6、東経136度52分06秒5の点							
地元地区	七尾市中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田						

公示番号	区 第 42 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 七尾市中島町筆染地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分20秒9、東経136度52分13秒2の点 イ 北緯37度06分18秒1、東経136度52分21秒8の点 ウ 北緯37度06分14秒5、東経136度52分16秒0の点 エ 北緯37度06分15秒8、東経136度52分12秒8の点							
地元地区	七尾市中島町筆染及び中島町笠師						

公示番号	区 第 43 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで					
2 漁場の位置 七尾市中島町笠師地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分53秒8、東経136度52分03秒1の点 イ 北緯37度05分53秒8、東経136度52分05秒1の点 ウ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分05秒1の点 エ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分03秒1の点							
地元地区	七尾市中島町笠師						

公示番号	区 第 44 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分30秒8、東経136度52分13秒1の点 イ 北緯37度05分30秒8、東経136度52分16秒1の点 ウ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分16秒1の点 エ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分13秒1の点							
地元地区	七尾市中島町塩津						

公示番号	区 第 45 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分00秒8、東経136度52分03秒6の点 イ 北緯37度04分59秒4、東経136度52分09秒2の点 ウ 北緯37度04分48秒8、東経136度52分05秒5の点 エ 北緯37度04分50秒1、東経136度52分00秒0の点							
地元地区	七尾市中島町塩津						

公示番号	区 第 46 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町塩津地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分01秒8、東経136度51分50秒2の点 イ 北緯37度05分00秒6、東経136度51分51秒5の点 ウ 北緯37度04分57秒0、東経136度51分46秒3の点 エ 北緯37度04分58秒3、東経136度51分44秒9の点							
地元地区	七尾市中島町塩津						

公示番号	区 第 47 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市白浜町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度04分41秒8、東経136度52分02秒1の点 イ 北緯37度04分41秒8、東経136度52分09秒1の点 ウ 北緯37度04分39秒8、東経136度52分09秒1の点 エ 北緯37度04分39秒3、東経136度52分02秒1の点							
地元地区	七尾市白浜町及び大津町						

公示番号	区 第 48 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市中島町、田鶴浜町及び奥原町地先							
3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯37度04分60秒0、東経136度54分13秒2の点 イ 北緯37度06分07秒4、東経136度53分31秒0の点 ウ 北緯37度06分34秒9、東経136度52分48秒9の点 エ 北緯37度06分07秒9、東経136度52分05秒3の点 オ 北緯37度05分17秒6、東経136度52分24秒2の点 カ 北緯37度04分22秒5、東経136度52分07秒5の点							
地元地区	七尾市中島町、大津町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町						

公示番号	区 第 49 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区画漁業</td> <td>かき垂下式養殖業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市和倉町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分42秒6、東経136度53分46秒6の点 イ 北緯37度05分45秒8、東経136度53分57秒4の点 ウ 北緯37度05分20秒1、東経136度54分11秒7の点 エ 北緯37度05分15秒1、東経136度54分03秒8の点							
地元地区	七尾市奥原町、和倉町及び石崎町						

公示番号	区 第 50 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市石崎町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度04分38秒1、東経136度56分22秒6の点		
	イ 北緯37度04分33秒6、東経136度56分23秒7の点		
	ウ 北緯37度04分33秒4、東経136度56分22秒7の点		
	エ 北緯37度04分37秒9、東経136度56分21秒6の点		
	地元地区	七尾市石崎町	

公示番号	区 第 51 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島須曾町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度05分53秒5、東経136度57分17秒7の点		
	イ 北緯37度05分50秒0、東経136度57分26秒4の点		
	ウ 北緯37度05分36秒5、東経136度57分17秒9の点		
	エ 北緯37度05分40秒2、東経136度57分09秒1の点		
	地元地区	七尾市能登島須曾町及び能登島半浦町	

公示番号	区 第 52 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島閨町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度08分00秒9、東経136度55分52秒1の点		
	イ 北緯37度08分05秒7、東経136度55分49秒7の点		
	ウ 北緯37度08分07秒0、東経136度55分52秒9の点		
地元地区	七尾市能登島閨町		

公示番号	区 第 53 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島曲町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度09分02秒7、東経136度58分44秒5の点			
イ 北緯37度09分00秒2、東経136度58分51秒6の点			
ウ 北緯37度08分59秒6、東経136度58分51秒2の点			
エ 北緯37度09分02秒1、東経136度58分44秒2の点			
地元地区	七尾市能登島曲町		

公示番号	区 第 54 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 翌年 5月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯36度58分37秒8、東経137度03分42秒4の点			
イ 北緯36度58分44秒1、東経137度03分42秒9の点			
ウ 北緯36度58分44秒2、東経137度03分37秒0の点			
エ 北緯36度58分37秒8、東経137度03分35秒9の点			
地元地区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町		

公示番号	定 第 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋市滝町地先		
3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯36度55分30秒7、東経136度42分32秒3の点			
イ 北緯36度55分37秒3、東経136度42分30秒3の点			
ウ 北緯36度55分39秒4、東経136度42分41秒3の点			
エ 北緯36度55分50秒1、東経136度42分42秒1の点			
オ 北緯36度55分49秒4、東経136度43分04秒2の点			
カ 北緯36度55分34秒2、東経136度43分09秒1の点			
地元地区	羽咋市滝町及び一ノ宮町		

公示番号	定 第 2 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点		
	イ 北緯37度07分05秒5、東経136度40分23秒8の点		
	ウ 北緯37度07分25秒3、東経136度40分09秒3の点		
	エ 北緯37度07分35秒7、東経136度40分36秒7の点		
	地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜	

公示番号	定 第 3 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点		
	イ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点		
	ウ 北緯37度07分38秒9、東経136度40分31秒3の点		
	エ 北緯37度08分00秒8、東経136度41分06秒3の点		
	地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無及び西海千ノ浦	

公示番号	定 第 4 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点		
	イ 北緯37度17分38秒8、東経136度41分56秒1の点		
	ウ 北緯37度18分02秒0、東経136度42分03秒6の点		
	エ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点		
	地元地区	輪島市門前町鹿磯及び深見	

公示番号	定 第 5 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	た い 定 置 漁 業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 輪島市門前町鹿磯地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度17分34秒2、東経136度43分15秒5の点			
イ 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点			
ウ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点			
エ 北緯37度17分42秒3、東経136度43分14秒3の点			
地元地区	輪島市門前町鹿磯及び深見		

公示番号	定 第 6 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	た い 定 置 漁 業	3月1日から 11月30日まで
	2 漁場の位置 輪島市大沢町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度23分03秒1、東経136度48分28秒5の点			
イ 北緯37度23分36秒5、東経136度48分09秒6の点			
ウ 北緯37度23分43秒0、東経136度48分32秒3の点			
エ 北緯37度23分09秒0、東経136度48分37秒5の点			
地元地区	輪島市上大沢町、大沢町、赤崎町、下山町、小池町及び鳳至町		

公示番号	定 第 7 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	た い 定 置 漁 業	3月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 輪島市深見町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度24分43秒6、東経136度56分44秒9の点			
イ 北緯37度25分43秒4、東経136度56分35秒1の点			
ウ 北緯37度25分49秒0、東経136度57分02秒6の点			
エ 北緯37度24分53秒6、東経136度57分10秒1の点			
地元地区	輪島市名舟町、野田町、白米町、深見町、惣領町、大野町及び鳳至町		

公示番号	定 第 8 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	3月1日から 11月30日まで
	2 漁場の位置 輪島市町野町曾々木地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度28分01秒9、東経137度04分46秒4の点 イ 北緯37度28分47秒3、東経137度03分57秒8の点 ウ 北緯37度28分43秒4、東経137度04分39秒7の点 エ 北緯37度28分08秒7、東経137度04分56秒0の点		
地元地区	輪島市町野町曾々木及び珠洲市真浦町		

公示番号	定 第 9 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市三崎町小泊地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度26分45秒0、東経137度21分44秒4の点 イ 北緯37度26分20秒4、東経137度22分12秒6の点 ウ 北緯37度26分05秒4、東経137度21分39秒0の点 エ 北緯37度26分39秒0、東経137度21分22秒8の点		
地元地区	珠洲市三崎町伏見、小泊、雲津及び蛸島町		

公示番号	定 第 10 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市蛸島町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点 イ 北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点 ウ 北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点 エ 北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点		
地元地区	珠洲市三崎町雲津及び蛸島町		

公示番号	定 第 11 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市正院町正院地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度25分21秒3、東経137度18分00秒0の点		
	イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分48秒9の点		
	ウ 北緯37度24分45秒3、東経137度18分32秒5の点		
	エ 北緯37度24分34秒0、東経137度18分41秒8の点		
	オ 北緯37度24分30秒2、東経137度18分37秒1の点		
	カ 北緯37度25分10秒3、東経137度17分45秒4の点		
地元地区	珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町		

公示番号	定 第 12 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町鵜飼地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度23分19秒2、東経137度16分34秒8の点		
	イ 北緯37度23分21秒6、東経137度17分13秒8の点		
	ウ 北緯37度23分03秒6、東経137度17分10秒2の点		
	エ 北緯37度23分12秒0、東経137度16分36秒0の点		
	2 漁場の位置 珠洲市宝立町春日野、宝立町鵜飼及び宝立町鵜島		
地元地区	珠洲市宝立町春日野、宝立町鵜飼及び宝立町鵜島		

公示番号	定 第 13 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小浦地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分38秒7、東経137度11分38秒3の点		
	イ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分39秒3の点		
	ウ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点		
	エ 北緯37度17分38秒9、東経137度11分30秒5の点		
地元地区	鳳珠郡能登町字小浦		

公示番号	定 第 14 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町宇出津地先		
	3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分42秒2、東経137度09分53秒5の点		
	イ 北緯37度17分12秒8、東経137度10分23秒5の点		
	ウ 北緯37度17分03秒0、東経137度10分07秒7の点		
	エ 北緯37度16分12秒7、東経137度10分19秒4の点		
	オ 北緯37度16分11秒1、東経137度10分12秒6の点		
カ 北緯37度17分02秒7、東経137度09分56秒4の点			
キ 北緯37度17分40秒5、東経137度09分35秒1の点			
地元地区	鳳珠郡能登町宇出津		

公示番号	定 第 15 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町宇藤波地先		
	3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度17分30秒1、東経137度08分33秒2の点		
	イ 北緯37度16分55秒2、東経137度09分18秒2の点		
	ウ 北緯37度16分48秒3、東経137度09分03秒7の点		
	エ 北緯37度16分16秒2、東経137度09分09秒6の点		
	オ 北緯37度16分15秒4、東経137度09分05秒4の点		
カ 北緯37度16分48秒0、東経137度08分54秒7の点			
キ 北緯37度17分24秒1、東経137度08分24秒6の点			
地元地区	鳳珠郡能登町宇藤波		

公示番号	定 第 16 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町宇波並地先		
	3 漁場の区域 次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度16分59秒9、東経137度07分38秒9の点		
	イ 北緯37度16分35秒1、東経137度08分19秒4の点		
	エ 北緯37度16分16秒2、東経137度09分09秒6の点		
	オ 北緯37度16分15秒4、東経137度09分05秒4の点		
	カ 北緯37度16分48秒0、東経137度08分54秒7の点		

項	ウ 北緯37度16分26秒1、東経137度08分06秒9の点 エ 北緯37度16分08秒9、東経137度08分15秒2の点 オ 北緯37度16分06秒9、東経137度08分11秒9の点 カ 北緯37度16分54秒7、東経137度07分22秒2の点
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字波並

公示番号	定 第 17 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度15分52秒1、東経137度06分45秒5の点 イ 北緯37度15分31秒7、東経137度07分34秒4の点 ウ 北緯37度15分14秒2、東経137度07分25秒9の点 エ 北緯37度15分44秒4、東経137度06分32秒1の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見及び字矢波						

公示番号	定 第 18 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度16分04秒2、東経137度06分08秒3の点 イ 北緯37度16分01秒8、東経137度06分34秒3の点 ウ 北緯37度15分52秒5、東経137度06分26秒8の点 エ 北緯37度16分02秒4、東経137度06分07秒2の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能登町字七見						

公示番号	定 第 19 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度14分21秒3、東経137度06分18秒4の点							

	イ 北緯37度14分17秒5、東経137度07分06秒8の点 ウ 北緯37度13分56秒1、東経137度06分55秒8の点 エ 北緯37度14分09秒2、東経137度06分10秒1の点
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川

公示番号	定 第 20 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度14分27秒6、東経137度06分02秒1の点 イ 北緯37度14分24秒4、東経137度06分15秒2の点 ウ 北緯37度14分18秒4、東経137度06分10秒1の点 エ 北緯37度14分25秒3、東経137度06分00秒3の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川						

公示番号	定 第 21 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度14分32秒4、東経137度05分53秒1の点 イ 北緯37度14分30秒6、東経137度06分04秒3の点 ウ 北緯37度14分24秒1、東経137度05分59秒3の点 エ 北緯37度14分30秒5、東経137度05分52秒0の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川						

公示番号	定 第 22 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字鶴川地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度14分35秒1、東経137度05分39秒6の点 イ 北緯37度14分33秒0、東経137度05分52秒2の点							

	ウ 北緯37度14分25秒6、東経137度05分47秒4の点 エ 北緯37度14分33秒2、東経137度05分38秒1の点
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川

公示番号	定 第 23 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置	鳳珠郡穴水町字竹太地先					
3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度13分59秒9、東経137度05分51秒3の点 イ 北緯37度13分57秒5、東経137度06分06秒5の点 ウ 北緯37度13分48秒1、東経137度06分01秒4の点 エ 北緯37度13分57秒4、東経137度05分50秒0の点						
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字竹太						

公示番号	定 第 24 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置	鳳珠郡穴水町字古君地先					
3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度14分13秒1、東経137度05分03秒0の点 イ 北緯37度14分11秒8、東経137度05分13秒8の点 ウ 北緯37度14分04秒0、東経137度05分09秒0の点 エ 北緯37度14分10秒7、東経137度05分01秒2の点						
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字古君						

公示番号	定 第 25 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置	鳳珠郡穴水町字古君地先					
3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域						
	ア 北緯37度13分41秒3、東経137度05分09秒7の点 イ 北緯37度13分38秒9、東経137度05分22秒9の点 ウ 北緯37度13分32秒2、東経137度05分18秒1の点						

	エ 北緯37度13分38秒6、東経137度05分07秒9の点
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字古君

公示番号	定 第 26 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字前波地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度13分00秒6、東経137度04分45秒2の点 イ 北緯37度12分45秒4、東経137度05分32秒8の点 ウ 北緯37度12分24秒3、東経137度05分22秒0の点 エ 北緯37度12分43秒4、東経137度04分34秒1の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字前波						

公示番号	定 第 27 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度11分49秒2、東経137度04分45秒9の点 イ 北緯37度11分49秒1、東経137度05分02秒6の点 ウ 北緯37度11分41秒3、東経137度05分00秒8の点 エ 北緯37度11分45秒4、東経137度04分44秒7の点							
地元地区	鳳珠郡能登町字鶴川及び穴水町字沖波						

公示番号	定 第 28 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先						
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯37度12分11秒3、東経137度03分42秒9の点 イ 北緯37度11分53秒5、東経137度03分56秒8の点 ウ 北緯37度11分48秒3、東経137度03分40秒9の点 エ 北緯37度12分09秒3、東経137度03分36秒6の点							

地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字沖波及び七尾市能登島鰻目町
---------	----------------------

公示番号	定 第 29 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分36秒4、東経137度02分55秒4の点 イ 北緯37度11分33秒0、東経137度03分13秒6の点 ウ 北緯37度11分30秒5、東経137度03分13秒7の点 エ 北緯37度11分24秒1、東経137度02分57秒6の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字甲及び七尾市能登島鰻目町						

公示番号	定 第 30 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字甲地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分24秒9、東経137度02分09秒7の点 イ 北緯37度11分04秒3、東経137度02分29秒6の点 ウ 北緯37度10分59秒6、東経137度02分08秒0の点 エ 北緯37度11分21秒9、東経137度01分59秒3の点							
地 元 地 区	鳳珠郡穴水町字甲及び七尾市能登島八ヶ崎町						

公示番号	定 第 31 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度11分05秒9、東経137度04分18秒2の点 イ 北緯37度11分15秒5、東経137度04分37秒5の点 ウ 北緯37度11分04秒1、東経137度04分41秒1の点 エ 北緯37度11分03秒2、東経137度04分18秒9の点							
地 元 地 区	鳳珠郡能都町字鵜川及び穴水町字沖波						

公示番号	定 第 32 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字沖波地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分52秒6、東経137度04分29秒9の点 イ 北緯37度10分54秒6、東経137度04分58秒7の点 ウ 北緯37度10分40秒5、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度10分47秒5、東経137度04分28秒7の点			
地元地区	鳳珠郡穴水町字沖波及び七尾市能登島鰻目町		

公示番号	定 第 33 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分36秒1、東経137度04分27秒2の点 イ 北緯37度10分34秒1、東経137度04分46秒3の点 ウ 北緯37度10分24秒4、東経137度04分42秒6の点 エ 北緯37度10分33秒1、東経137度04分25秒7の点			
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

公示番号	定 第 34 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島祖母ヶ浦町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分19秒7、東経137度02分40秒2の点 イ 北緯37度10分33秒8、東経137度02分31秒4の点 ウ 北緯37度10分35秒8、東経137度02分40秒9の点 エ 北緯37度10分20秒7、東経137度02分43秒1の点			
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町		

公示番号	定 第 35 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島祖母ヶ浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分27秒8、東経137度03分15秒7の点 イ 北緯37度10分46秒1、東経137度03分22秒1の点 ウ 北緯37度10分41秒2、東経137度03分34秒4の点 エ 北緯37度10分25秒3、東経137度03分21秒1の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰈目町						

公示番号	定 第 36 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度10分20秒0、東経137度03分25秒9の点 イ 北緯37度10分35秒8、東経137度03分45秒1の点 ウ 北緯37度10分20秒8、東経137度03分50秒9の点 エ 北緯37度10分15秒8、東経137度03分27秒3の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰈目町						

公示番号	定 第 37 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島八ヶ崎町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分56秒8、東経137度03分22秒9の点 イ 北緯37度10分10秒0、東経137度03分51秒4の点 ウ 北緯37度09分57秒4、東経137度03分56秒2の点 エ 北緯37度09分50秒1、東経137度03分26秒2の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰈目町						

公示番号	定 第 38 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島鰻目町地先							
3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分53秒9、東経137度04分24秒4の点 イ 北緯37度10分07秒8、東経137度05分00秒7の点 ウ 北緯37度09分45秒8、東経137度05分04秒8の点 エ 北緯37度09分24秒9、東経137度05分59秒7の点 オ 北緯37度09分18秒6、東経137度05分56秒1の点 カ 北緯37度09分42秒6、東経137度04分53秒1の点 キ 北緯37度09分39秒6、東経137度04分30秒6の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						
公示番号	定 第 39 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島鰻目町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分37秒4、東経137度03分44秒1の点 イ 北緯37度09分50秒7、東経137度04分25秒8の点 ウ 北緯37度09分31秒1、東経137度04分34秒3の点 エ 北緯37度09分27秒7、東経137度03分58秒9の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						
公示番号	定 第 40 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市能登島鰻目町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度09分22秒8、東経137度03分37秒8の点 イ 北緯37度09分29秒0、東経137度03分50秒4の点 ウ 北緯37度09分17秒5、東経137度03分56秒1の点 エ 北緯37度09分10秒7、東経137度03分41秒4の点							
地元地区	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鰻目町						

公示番号	定 第 41 号			
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先			
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
	ア 北緯37度08分11秒0、東経137度04分14秒5の点			
	イ 北緯37度08分11秒7、東経137度04分50秒2の点			
	ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分51秒5の点			
	エ 北緯37度07分45秒4、東経137度05分20秒5の点			
	オ 北緯37度07分39秒7、東経137度05分20秒0の点			
	カ 北緯37度07分47秒6、東経137度04分49秒7の点			
	キ 北緯37度07分49秒9、東経137度04分11秒0の点			
	地元地区	七尾市能登島鰻目町、能登島野崎町及び鶴浦町		

公示番号	定 第 42 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分57秒5、東経137度03分48秒0の点		
	イ 北緯37度08分06秒0、東経137度04分08秒3の点		
	ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分10秒8の点		
	エ 北緯37度07分49秒6、東経137度03分50秒9の点		
	地元地区	七尾市能登島野崎町及び能登島鰻目町	

公示番号	定 第 43 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島野崎町地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域		
	ア 北緯37度07分18秒4、東経137度03分26秒3の点		
	イ 北緯37度07分18秒7、東経137度03分55秒2の点		
	ウ 北緯37度07分09秒7、東経137度03分50秒0の点		
	エ 北緯37度07分12秒3、東経137度03分22秒3の点		
	地元地区	七尾市能登島野崎町	

公示番号	定 第 44 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鵜浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分31秒1、東経137度04分20秒2の点 イ 北緯37度06分37秒6、東経137度04分37秒8の点 ウ 北緯37度06分29秒0、東経137度04分41秒7の点 エ 北緯37度06分27秒3、東経137度04分21秒8の点							
地元地区	七尾市鵜浦町						
公示番号	定 第 45 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>たら定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	たら定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鵜浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度06分12秒9、東経137度04分42秒0の点 イ 北緯37度06分18秒0、東経137度04分55秒2の点 ウ 北緯37度06分08秒4、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度06分08秒7、東経137度04分43秒1の点							
地元地区	七尾市鵜浦町						
公示番号	定 第 46 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市鵜浦町地先							
3 漁場の区域 次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度05分32秒0、東経137度04分31秒5の点 イ 北緯37度05分40秒5、東経137度05分05秒7の点 ウ 北緯37度05分21秒5、東経137度05分02秒4の点 エ 北緯37度05分16秒7、東経137度05分08秒3の点 オ 北緯37度05分15秒2、東経137度05分06秒7の点 カ 北緯37度05分21秒1、東経137度04分52秒0の点 キ 北緯37度05分20秒1、東経137度04分29秒7の点							
地元地区	七尾市鵜浦町						

公示番号	定 第 47 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市江泊町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 イ 北緯37度02分43秒8、東経137度05分34秒5の点 ウ 北緯37度02分32秒0、東経137度05分25秒7の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点							
地元地区	七尾市江泊町及び庵町						

公示番号	定 第 48 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市江泊町地先							
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 イ 北緯37度03分45秒4、東経137度04分27秒3の点 ウ 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点 オ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点							
地元地区	七尾市江泊町及び庵町						

公示番号	定 第 49 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市江泊町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分37秒2、東経137度03分37秒2の点 イ 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 ウ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点 エ 北緯37度03分02秒7、東経137度03分30秒8の点							
地元地区	七尾市江泊町及び庵町						

公示番号	定 第 50 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市庵町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度03分28秒1、東経137度03分09秒0の点 イ 北緯37度03分33秒1、東経137度03分36秒4の点 ウ 北緯37度03分17秒6、東経137度03分33秒6の点 エ 北緯37度03分17秒5、東経137度03分07秒4の点							
地元地区	七尾市庵町						
公示番号	定 第 51 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>ぶり・さば定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 イ 北緯37度00分13秒2、東経137度05分36秒7の点 ウ 北緯37度00分02秒3、東経137度05分31秒9の点 エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点							
地元地区	七尾市佐々波町						
公示番号	定 第 52 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定置漁業</td> <td>雑魚定置漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先							
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点 イ 北緯37度01分00秒8、東経137度04分42秒1の点 ウ 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点 オ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点							
地元地区	七尾市佐々波町						

公示番号	定 第 53 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市佐々波町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度00分49秒7、東経137度03分32秒4の点			
イ 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点			
ウ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点			
エ 北緯37度00分25秒4、東経137度03分34秒8の点			
地元地区	七尾市佐々波町		

公示番号	定 第 54 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市東浜町地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯36度58分50秒7、東経137度03分32秒0の点			
イ 北緯36度59分03秒2、東経137度04分12秒2の点			
ウ 北緯36度58分44秒8、東経137度04分09秒0の点			
エ 北緯36度58分43秒1、東経137度03分32秒3の点			
地元地区	七尾市黒崎町及び東浜町		

付記

漁場連絡図閲覧場所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県農林水産部水産課内

